

ヤングケアラーについて



ヤングケアラーとは



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



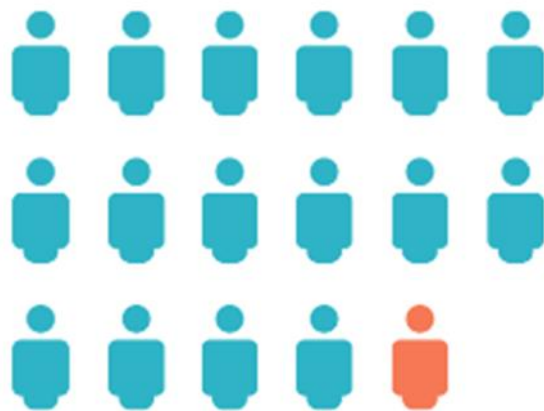
障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出所：こども家庭庁 (<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer/>)

全国の中学校のヤングケアラー割合

家族の世話をしている中学生の割合
5.7%

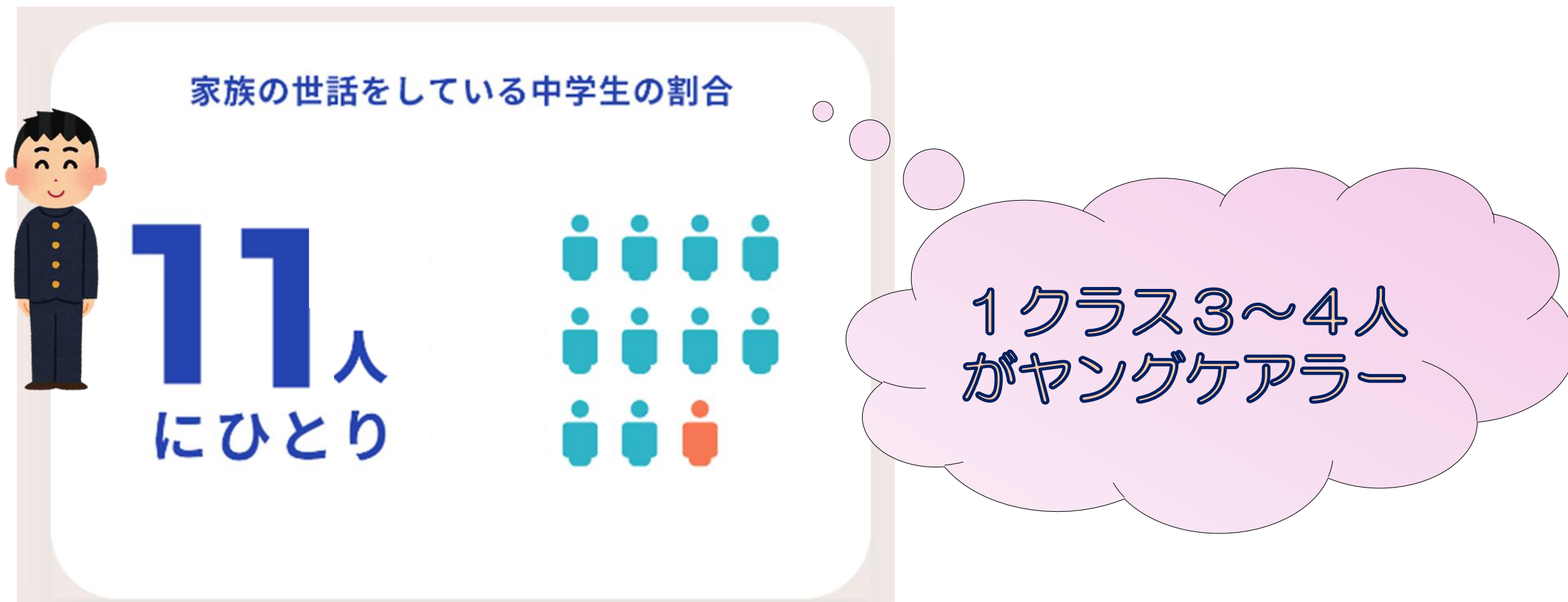
17人
にひとり



1クラスに約2人
がヤングケアラー

出典：日本財団 ヤングケアラーと家族を支えるプログラム

大阪市立中学校ヤングケアラー割合

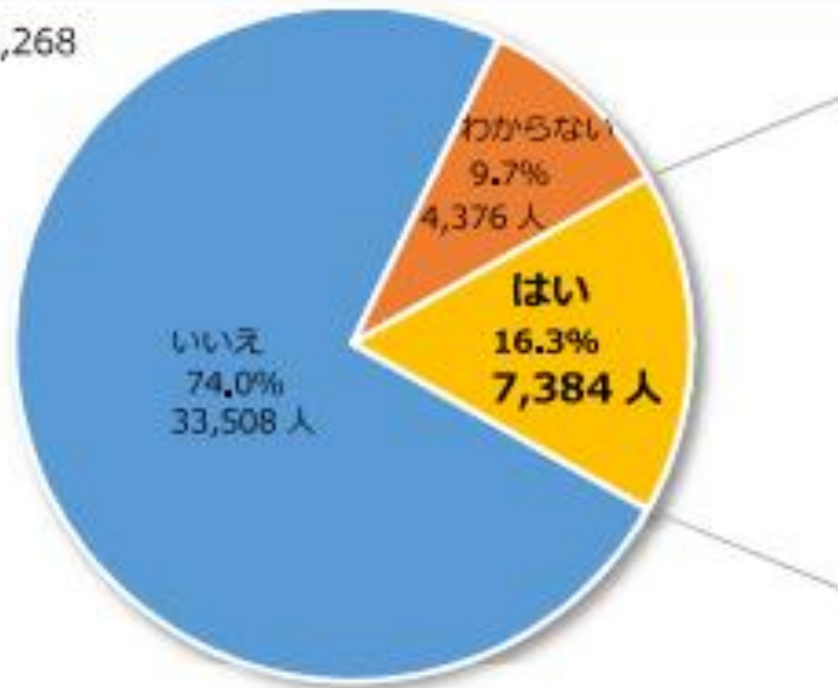


出典：大阪市立中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査報告書
（家庭生活と学校生活に関する調査） 令和4（2022）年7月

家族のケアをしている状況

あなたの家族には、高齢である、幼い、病気や障がいがある、精神的に不安定、日本語が苦手などのために、介護、手伝い、精神的サポートが必要な人はいますか。

n = 45,268



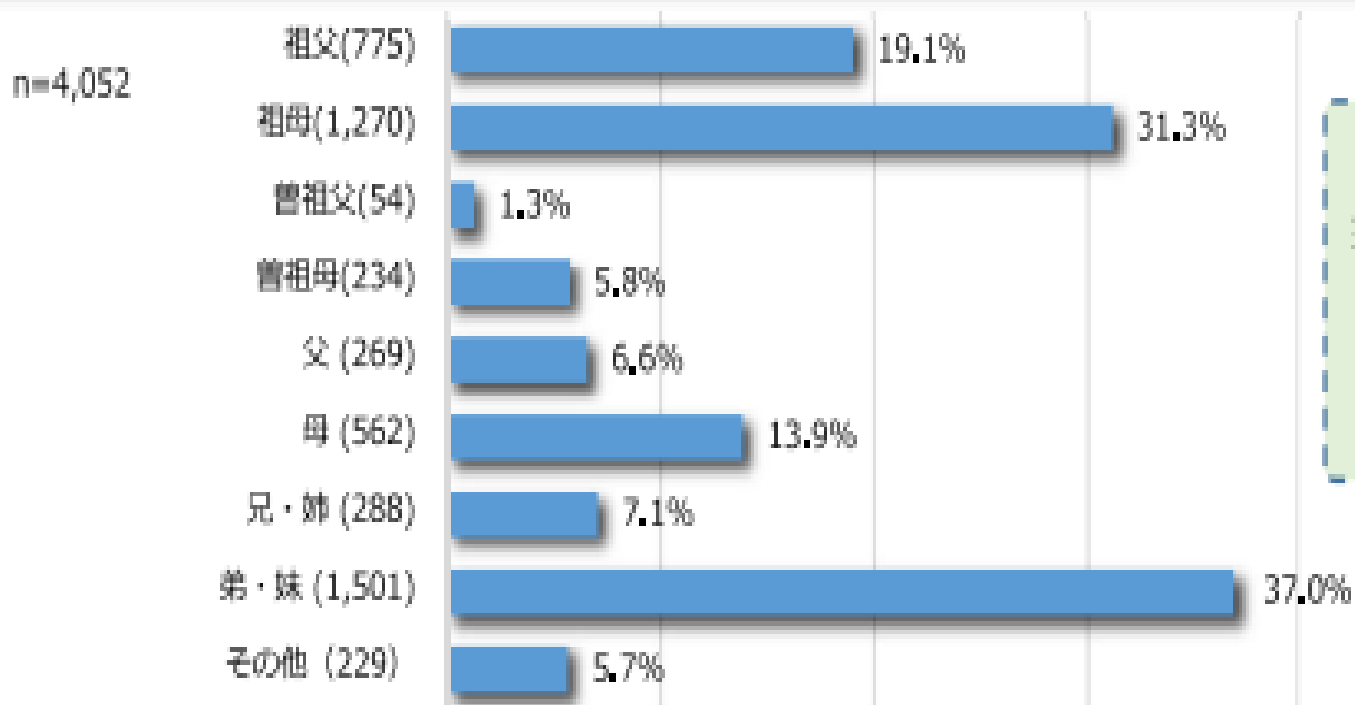
あなた自身が介護、お手伝い、精神的サポートをしていますか。

- ・ 7,384 人のうち、4,133 人が「している」と回答
- ・ すなわち、ヤングケアラーと考えられる者は

有効回答数 45,268 人の **9.1%**

出典：大阪市内中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査報告書
(家庭生活と学校生活に関する調査) 令和4(2022)年7月

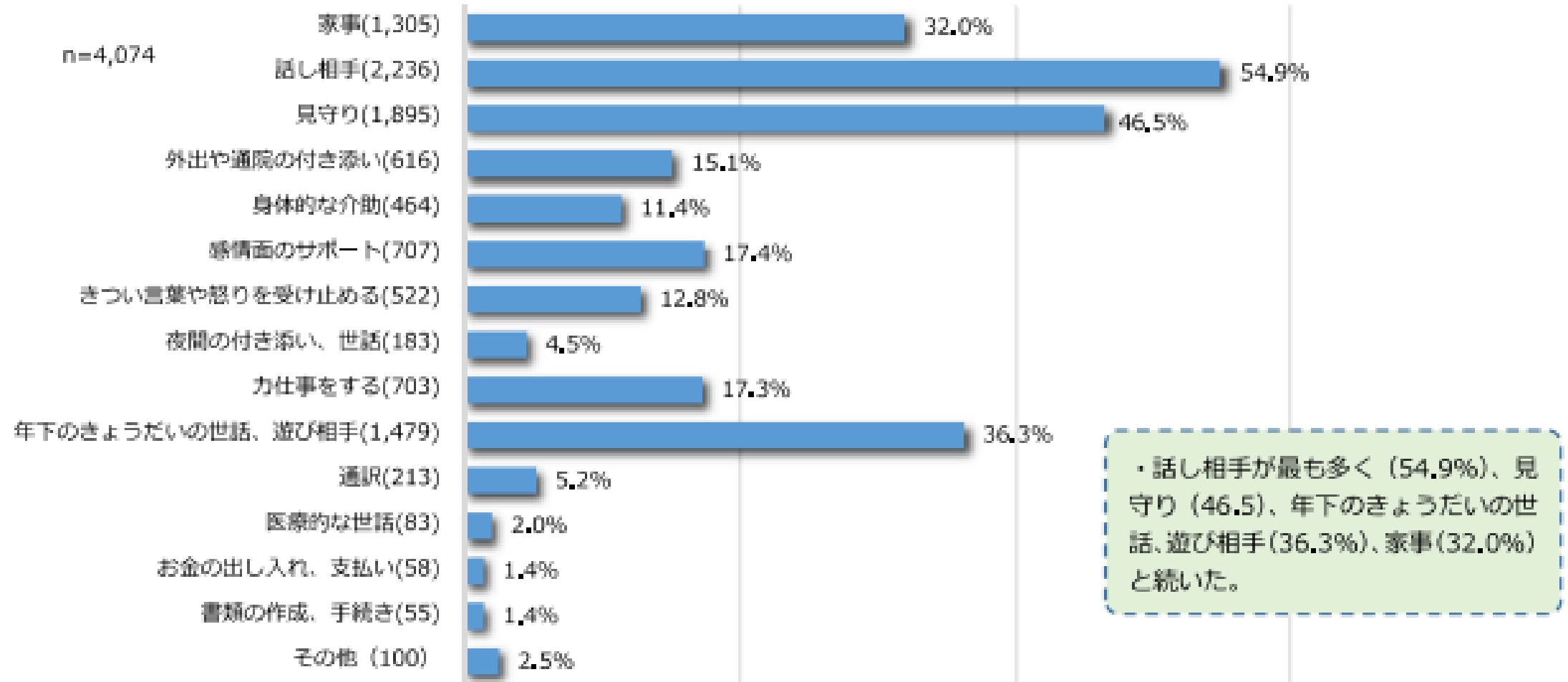
ケアをしている相手（複数選択あり）



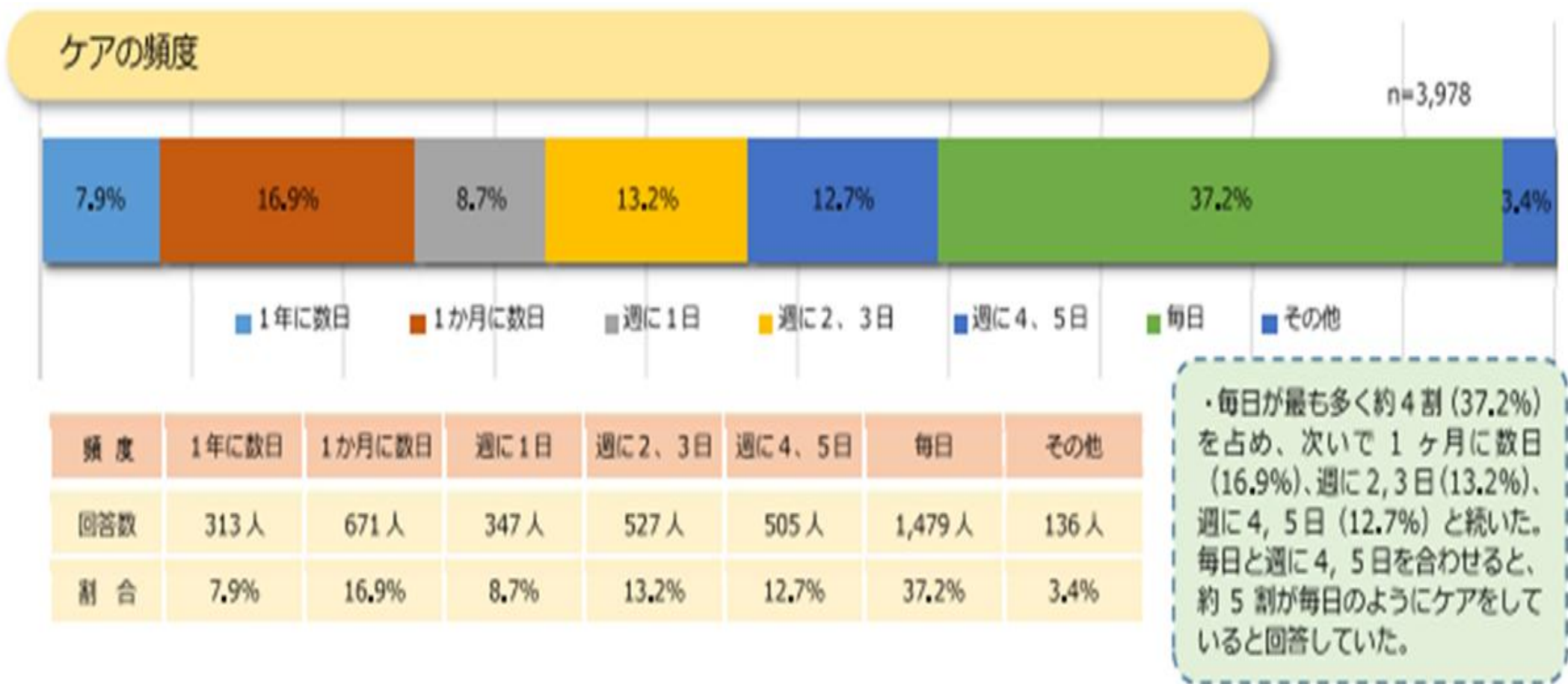
・ケアを要する家族は、弟・妹が最も多く（37.0%）、次いで祖母（31.3%）、祖父（19.1%）、母（13.9%）等となった。

出典：大阪市立中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査報告書
（家庭生活と学校生活に関する調査） 令和4（2022）年7月

どのようなケアをしているか（複数選択あり）

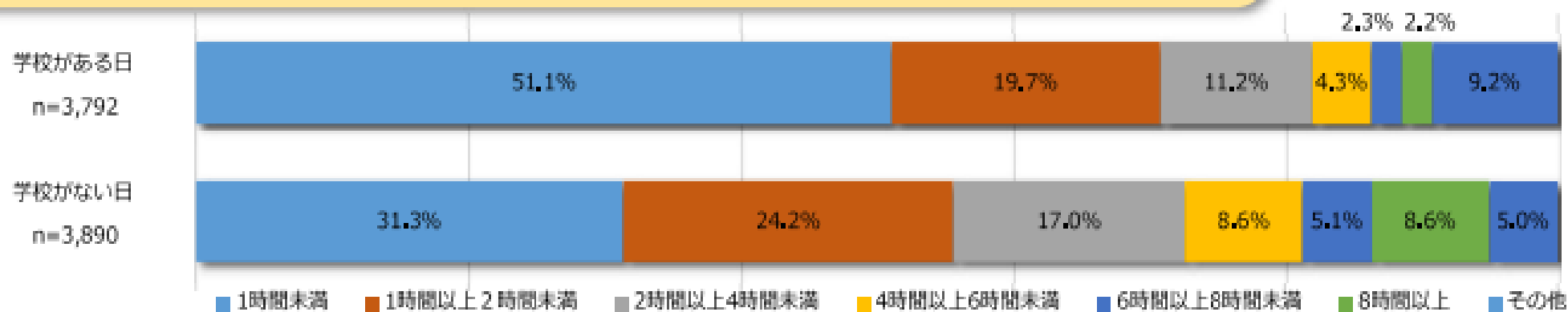


出典：大阪府立中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査報告書
（家庭生活と学校生活に関する調査） 令和4（2022）年7月



出典：大阪市立中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査報告書
（家庭生活と学校生活に関する調査）令和4（2022）年7月

ケアの時間

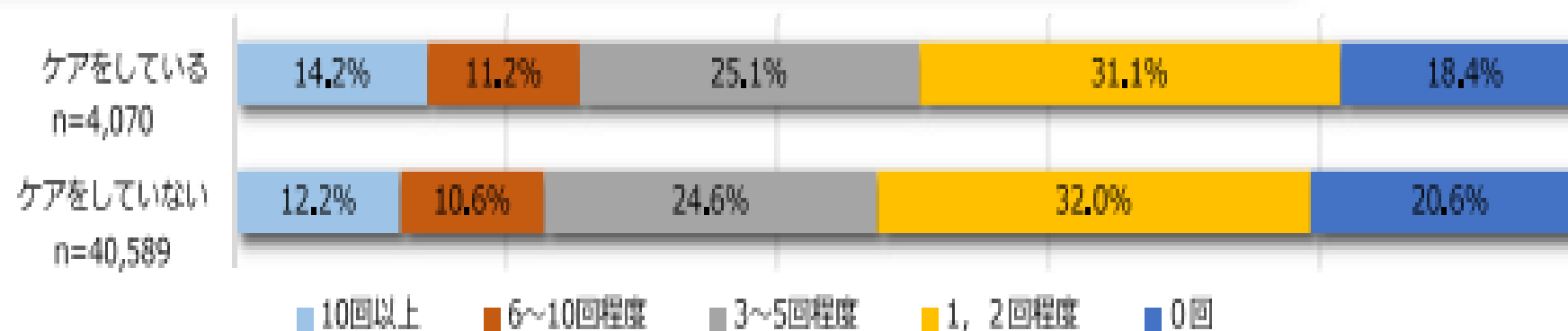


	時 間	1 時間未満	1 時間以上 2 時間未満	2 時間以上 4 時間未満	4 時間以上 6 時間未満	6 時間以上 8 時間未満	8 時間以上	その他
学校がある日	回答数	1,938 人	748 人	426 人	164 人	86 人	83 人	347 人
	割 合	51.1%	19.7%	11.2%	4.3%	2.3%	2.2%	9.2%
学校がない日	回答数	1,219 人	943 人	662 人	336 人	199 人	335 人	196 人
	割 合	31.3%	24.2%	17.0%	8.6%	5.1%	8.6%	5.0%

・学校がある日は「1 時間未満」が最も多く約半数を占め（51.1%）、次いで「1 時間以上 2 時間未満」（19.7%）、「2 時間以上 4 時間未満」（11.2%）と続いた。学校がない日においても、「1 時間未満」が最も多く（31.3%）、次いで「1 時間以上 2 時間未満」が（24.2%）、「2 時間以上 4 時間未満」（17.0%）と続いた。

出典：大阪市立中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査報告書
（家庭生活と学校生活に関する調査） 令和4（2022）年 7 月

令和3年度の1学期に宿題を忘れたことは何回ありましたか



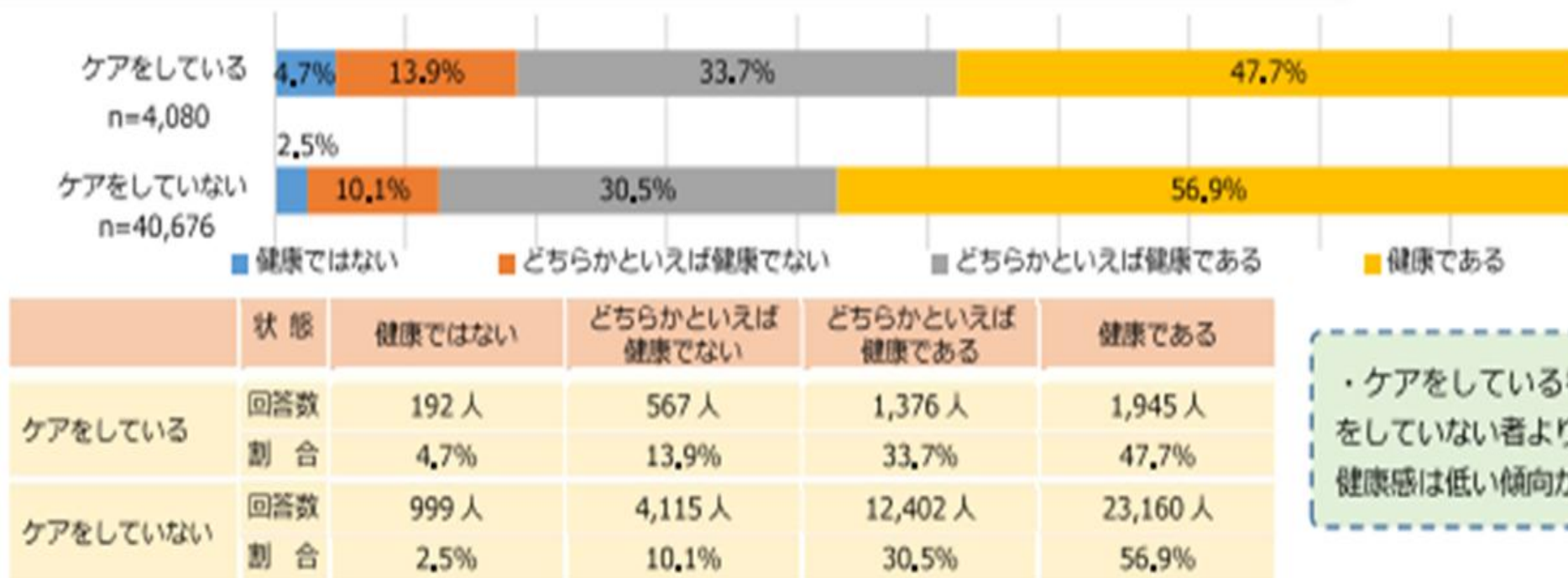
	回 数	10 回以上	6~10 回程度	3~5 回程度	1, 2 回程度	0 回
ケアをしている	回答数	577 人	456 人	1,023 人	1,267 人	747 人
	割 合	14.2%	11.2%	25.1%	31.1%	18.4%
ケアをしていない	回答数	4,954 人	4,297 人	9,987 人	12,994 人	8,357 人
	割 合	12.2%	10.6%	24.6%	32.0%	20.6%

・ケアをしていると回答した者の方が宿題忘れの回数が多い傾向がみられた。

出典：大阪市内中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査報告書
(家庭生活と学校生活に関する調査) 令和4(2022)年7月

健康感

過去 30 日間をふりかって、あなたの健康状態は



出典：大阪市内中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査報告書
(家庭生活と学校生活に関する調査) 令和4(2022)年7月

ヤングケアラーとお手伝いの違いは？

【お手伝い】

子どもとしての生活ができ、年齢や成長に見合った範囲内で日常生活のサポートを行うこと。

【ヤングケアラー】

子どもがケアの必要な人を世話しないことで、ケア対象者の生命や安全が守れない状態になる恐れがあること。

具体的には？

- ・ひとり親家庭で、保護者は既に出勤し、幼い弟妹を保育所へ送迎している。

⇒養育能力が未熟であり、事故のリスクが常にある。

- ・精神疾患のある保護者が、精神的に不安定であり、子供が見守っている。

⇒見守りがないことで保護者の生命の危険がある。

- ・認知症の祖父母の見守りをしている。

⇒いつの間にか外出して行方不明になる恐れがある。

小学生ケアラーの一般的な特徴

- ・自分の家庭と一般的な家庭の違いが分からない。
- ・しんどさが言語化できず、「大丈夫」と言ってしまう。
- ・保健室へよく行く。
- ・家族以外の人とのつながりを警戒する。
- ・基本的な生活習慣が身についていない。
- ・読み書きや計算など学習の基礎を身に付けにくい。
- ・遊びや学校活動、習い事など多様な経験をしていない。

中学生ケアラーの一般的な特徴

- ・部活動に入れない、辞めるなどにより、居場所が少ない。
- ・友人と話が合わなくなり、孤立しやすい。
- ・遅刻や欠席が多い。
- ・授業中よく寝ている。
- ・宿題忘れがある。
- ・親以外との大人とのつながりが少ない。
- ・大人がするような手続きなど精神的負担の大きい仕事が増える。
- ・家庭では大人と扱われて“子どもらしく”いられない。

ヤングケアラーに気づくためのポイント

ヤングケアラーの存在に気づくためにまず必要なことは、先生方が「ヤングケアラーがいるかもしれない」ということを常に意識して日々の業務にあたることが重要です。ヤングケアラーではないか？と気づくきっかけの例を以下に紹介しているので、日頃の業務の中でヤングケアラーの存在に気づくためのヒントとして、参考にしてください。

- | | |
|--|---|
| ☒ 本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、
不登校である | ☒ 子ども同士よりも大人と話が合う |
| ☒ 遅刻や早退が多い | ☒ 周囲の人に気を遣いすぎる |
| ☒ 保健室で過ごしていることが多い | ☒ 服装が乱れている |
| ☒ 提出物が遅れがちになってきた | ☒ 児童・生徒から相談がある |
| ☒ 持ち物がそろわなくなってきた | ☒ 家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが
書かれている |
| ☒ しっかりしすぎている | ☒ 保護者が授業参観や保護者面談に来ない |
| ☒ 優等生でいつも頑張っている | ☒ 幼いきょうだいの送迎をしていることがある |

有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」
(厚生労働省子ども家庭局令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)p11より

※家族のケアやお手伝いをする事自体は本来素晴らしい行為であるが、過度な負担により学業等に支障が生じたり、子どもらしい生活が送れなかったりすることが課題である点を理解した上で、「ヤングケアラー=悪いこと」というメッセージにならないよう留意すること

出典：ヤングケアラー支援のために～学校現場でできること～リーフレット

大阪府HP <https://www.pref.Osaka.lg.jp/attach/2364/00404741/ykreat.pdf>

ヤングケアラーのリスク

- ・叱られやすい。
- ・怠けと思われやすい。
- ・自己肯定感が低くなる。
- ・自分の進路や夢を諦めやすくなる。
- ・周りの家庭との違いに気付き、家庭のことを言っ
てはいけないと思ってしまう。
- ・自分の辛さに気づいてもうまく話せないと思っ
て諦めがち。

ヤングケアラーの社会でのリスク

不登校・
孤立

発達の
遅れ

大人と
つなが
りにくい

自傷行
為・危険
に巻き込
まれる

気づきの視点

- ・ 授業中寝ている
- ・ 遅刻してくる
- ・ 宿題をしてこない

なぜ?? 背景になにかある?



もしかして、ヤングケアラー??

見方が変わることで、
関わり方が変わる!



気付いたとき…①

●子どもがいつでも話せる関係性をつくる

- ・無理やり理由を聞くことはしない！
- ・話せないことにも理由がある…
(親に止められている、周りと違うと思われたくないなど)

今日は声掛けてみようかな…

●声掛けの例

- ・「何か困ったことがあればいつでも言ってね」
- ・「顔色悪いけどごはん食べてきた？」
- ・「よく眠れている？」

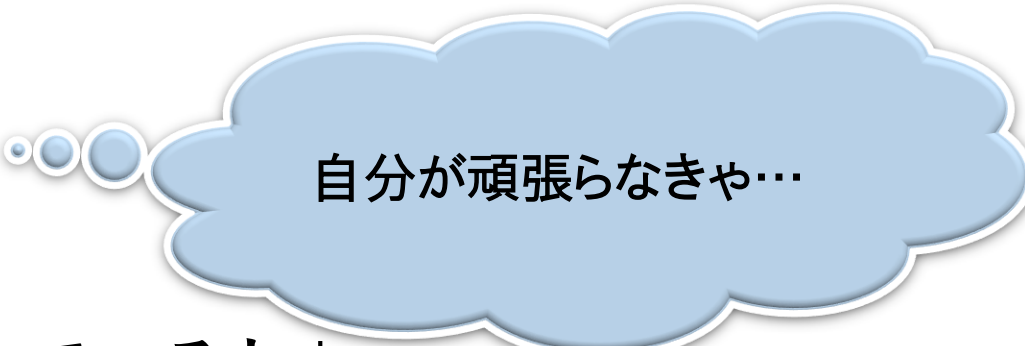
※自分が言われても困らないような内容で…

定期的に、継続的に声掛けること！

気付いたとき…②

●避けた方がよい声掛けや対応

- ・「大丈夫？」
- ・「よく頑張っているね」
- ・「あなたのおかげで家族は助かっているね」
- ・家族を責めない
- ・ケアしていることを否定しない



自分が頑張らなきゃ…

●いつでも動ける体制にしておく

- ・支援につなげることがすべてではない
- ・いつでも相談できる相手がいると子どもに知ってもらうだけでも意味がある。

ヤングケアラーは虐待とも関連している

●幼いきょうだいの世話

- ・小学生…未就学児の面倒をみている、一緒に留守番している
- ・中学生…歳の離れた赤ちゃんの面倒をみている

●障がいのある兄弟の面倒をみる弟、妹

⇒育児手技の未熟さで事故リスクはないか？

⇒緊急時に正確な判断ができるか？

⇒必ずしも兄弟が世話しているとは限らない

※ヤングケアラーにケアされているきょうだいはネグレクト

ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利

第 28 条 教育を受ける権利  子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。	第 31 条 休み、遊ぶ権利  子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。
第 3 条 子どもにもっとよいことを  子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっとよいことは何かを第一に考えなければなりません。	第 6 条 生きる権利・育つ権利  すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。
第 12 条 意見を表す権利  子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利を持っています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。	第 13 条 表現の自由  子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。
第 16 条 プライバシー・名譽の保護  子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。	第 24 条 健康・医療への権利  子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。
第 26 条 社会保障を受ける権利  子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。	第 27 条 生活水準の確保  子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。
第 32 条 経済的搾取・有害な労働からの保護  子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利を持っています。	第 36 条 あらゆる搾取からの保護  国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

侵害されている権利はないか？

侵害されてはいなくとも、支援は必要ないか？

将来の子どもに影響を及ぼさないか？

出典：こどもの権利条約
<https://www.unicef.or.jp>

予防的支援

・ヤングケアラーの直面する困難の大きさや支援の必要度は、ケアを要する家族の状態等に応じ、**変動する**。

・困難や支援の必要度の小さいうちに支援を行い、困難が大きくなるのを予防する
(**予防的支援**)

要
保護

- ・「虐待」にあたる可能性のある子ども
- ・支援の緊急性が高い

要
支援

- ・支援を必要としている子ども
- ・個別またはネットワークでの支援が必要

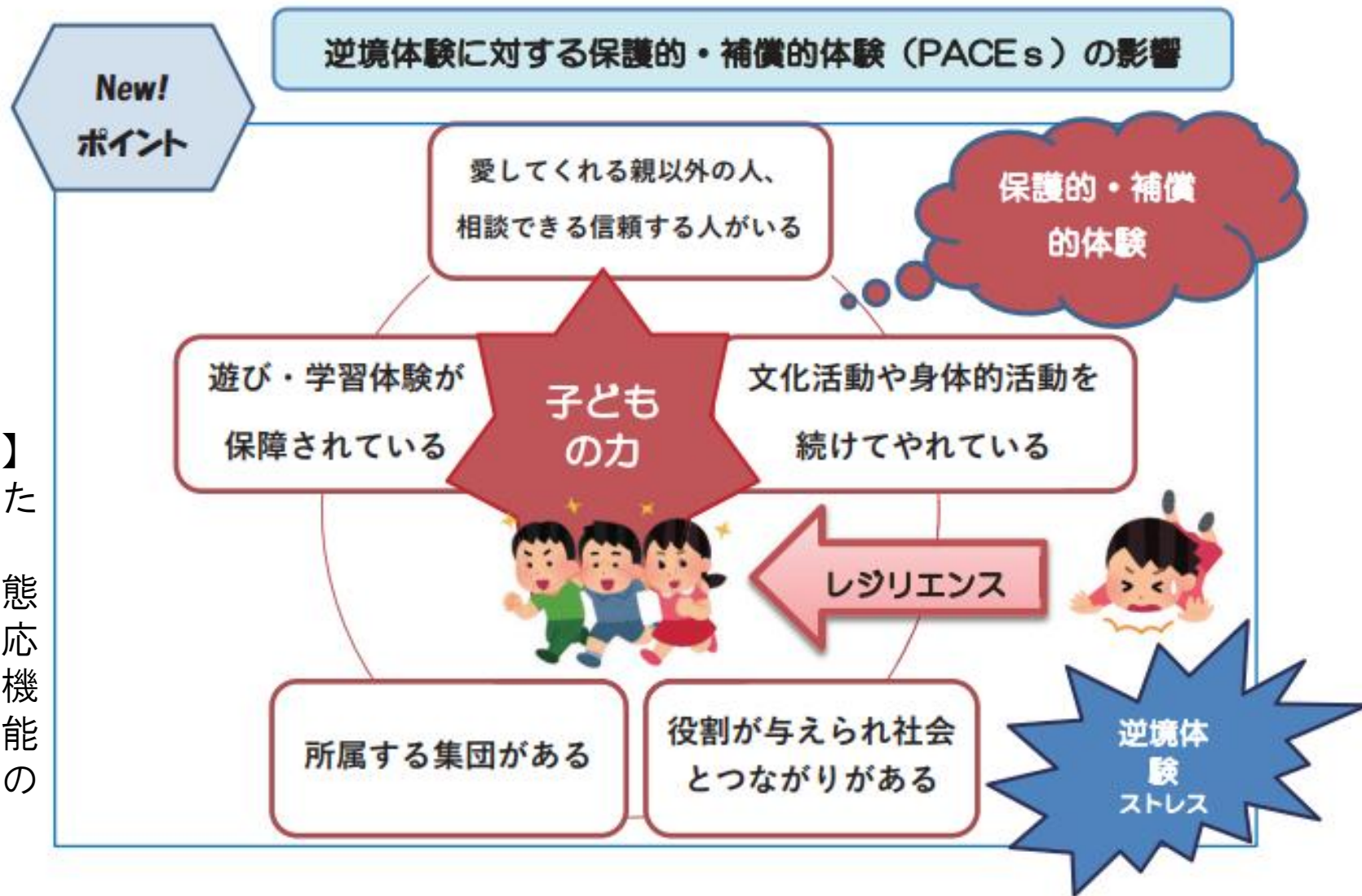
要
配慮

- ・周囲に気づかれていないが、本人が苦痛を感じている可能性のある子ども
- ・時々声をかけたり、ネットワークでの見守りが必要

一般

悩みや課題はあるが大きくなく、成長とともに自ら解決や乗り越える方法を備え、自己有力感や肯定感を持っている状態。概念や相談先についての啓発が必要

※【レジリエンスとは】
・ストレスに適応するためにもつ個人の回復力
・慢性的なストレス状態でありながらも良い適応を示したり、肯定的な機能を維持でき、自分の能力を伸ばしていける力のこと。



出典：厚生労働省 在宅支援アセスメントシート

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001122235.pdf>

「保護的・補償的体験」(PACEs)

(参考)

子どものストレンクスについて
逆境的孩子も体験から得られた補償要因 (菅原ますみ班改変)

項目	はい	ややはい	どちらともいえない	ややなし	なし	不明
1. 無条件に児を愛してくれる(その人が自分を気にかけてくれることに疑いを持つことはなかった)人はいますか?						
2. 親友(児が信頼し、一緒に楽しめる人)が少なくとも一人はいますか?						
3. 定期的に他者を援助(例:病院や保育・福祉施設、教会などでのボランティア)したり、コミュニティでの他者を援助するプロジェクト(子ども食堂など貧困にある人々に対する支援や災害支援など)を行ったことがありますか?						
4. 組織的なスポーツグループ(例:サッカー、バスケットボール、陸上競技)あるいは他の体育活動(例:競技チアリーディング、体操、ダンス、マーチングバンド)に定期的に参加していますか?						
5. ボイスカウト、ガールスカウト、地域の子ども会・青年会などの、市民活動グループあるいはスポーツではない社会活動グループの少なくとも一つに、活発なメンバーとして参加していますか?						
6. ひたり、あるいはグループで行う熱中できる芸術的/創造的、知的な趣味(例:将棋や囲碁、楽器あるいはコース、演劇、読書クラブなど)がありますか?						
7. 援助や助言が必要ときに、信用して頼ることのできる親以外のおとな(例:コーチ、学校の先生、塾や習い事の先生、近所の人、親戚)が一人はいますか?						
8. 全体として、学習のために必要な資源や経験を提供してくれる学校に通学できていますか?						
9. 児の家は、いつも清潔で安全で食べるものは十分にありますか?						
10. 児の家には、明確で公平なきまりや約束がありますか?						



図 6.2 ハートモデル: 保護的・補償的経験が健康とウェルビーイングに影響を及ぼすメカニズム (注: 危険な行動をとる→健康リスク行動をとるに修正)

出展 (ジェニファー・ヘイズ＝ゴールド&アマンダ・シェフィールド・モリス著『小児期の逆境的体験と保護的体験』179p)

こどもサポートネットでは…

[illegible][illegible]

令和6年4月よりヤングケアラーに関する項目が増えました

こどもサポートネットでは…

- ・ スクリーニング会議Ⅰ

担任によりスクリーニングシートを作成。

すべての子どもの生活状況を把握し、校内スクⅠ会議で共有し課題を抱える子どもを発見。

- ・ スクリーニング会議Ⅱ

学校と区役所が共有してアセスメント。

学校による支援と保健福祉分野による支援について検討。

学級等の項目

<不登校>

欠席

欠席日数を入力

- 学期に10日以上(年間30日以上)または、その可能性が高い
- 上記の日数まではないが、休みがち

遅刻・早退

遅刻・早退日数を入力

- 日常的に遅刻・早退がある
- たまに遅刻・早退がある程度

別室登校

- 登校時は、基本的に別室指導・別室学習
- 過去に別室登校の経験、期間(短期間)があった

関係機関

- 継続的に関係機関と連携している(備考欄に関係機関名)
- 過去に関係機関と連携したケースがあった(備考欄に関係機関名)

<忘れもの(宿題等)>

- 日常的に忘れ物・宿題未提出がある
- たまに忘れ物・宿題未提出がある程度

<服装・身だしなみ>

- 日常的に服装・身だしなみ(乱れ・汚れ等)が気になる、または、指導が必要
- 服装・身だしなみ(乱れ・汚れ等)が気になる、または、指導する時がある

<いじめ(被害)>

- 複数の児童生徒から、または、複数回のいじめ被害にあった
- いじめを受けたことが一度あった

<いじめ(加害)>

- いじめの加害者になることが複数回あった
- いじめの加害者になったことが一度あった

<友人関係>

- 友人関係でのトラブルが複数回あった
- 友人関係でのトラブルが一度あった

<暴力行為>

- 友人への暴力、器物破損等が複数回あった(度々きれることがある)
- 友人への暴力、器物破損等が一度あった

<怪我(校内・外)>

- 校内外(家庭を含む)を問わず、けがをすることが多い
- 校内・校外(家庭を含む)でけがをしたことがあった

<学力>

- テスト結果(中学校:期末・中間等、小学校:単元まとめテスト等)で得点が非常に低い()点以下
小学校については、テストで判断せず、年度の授業で特に気になる児童でも可。
- テスト結果(中学校:期末・中間等、小学校:単元まとめテスト等)で得点が低い()点以下
小学校については、テストで判断せず、年度の授業で気になる児童でも可。

<言葉使い>

- 攻撃的な言葉をよく使い、暴言も多い
- 攻撃的な言葉や暴言がたまに見られる

<授業中の様子>

- 授業中の私語や取組む姿勢で注意することが多い
- 授業中の私語や取組む姿勢で注意することがたまにある

<その他問題行動(校内・外)>

- 上記以外の問題行動(校内・外)も多い
- 上記以外の問題行動もたまに見られる

<部活での経験(中学校のみ)>

- 部活の参加状況・練習態度等で指導することが多い
- 部活の参加状況・練習態度等で指導する時がある

※点数について

●:2点

○:1点

5点~10点の子をスクⅡに
あげるようにする。ただし、
その基準は学校と区で協議
して判断することとする。

家庭の項目

<家庭環境>

- 母子・父子家庭・祖父母家庭・不在家庭等で保護者に課題が多い
- 母子・父子家庭・祖父母家庭・不在家庭等である

<家庭生活>

- 当該児童生徒の家庭での生活に課題が多い、または、問題行動がある
(昼夜逆転等の生活・偏食・喫煙・深夜徘徊・無断外出等)
- 当該児童生徒の家庭での生活に課題がある

<家庭との連携>

- 保護者等への連絡がつかないことが多い。
- 保護者等への連絡がつかないことがあった。

<保護者からの問い合わせ>

- 保護者からの問い合わせが多い
- 保護者からの問い合わせが時々ある

<虐待の疑い>

- 過去に虐待での通告があり、関係機関とともに見守り中である
- 虐待の疑いがあり、学校で見守り中である

<家族の世話>

- 世話が必要な家族があり、日常的に(又は、登校する日に1時間以上)、その家族の世話をしている
- 世話が必要な家族があり、週に1~2日、その家族の世話をしている

<家事分担>

- 日常的に、家事の中心的な役割を担っている
- 週に1~2日、家事の中心的な役割を担っている

<高齢者の家族>

- 2人以上の高齢者である家族等と同居している
- 1人の高齢者である家族等と同居している

<障がいのある家族>

- 障がいのある家族等と同居している

<慢性的な病気の家族>

- 慢性的な病気(精神疾患、がんや難病等)を抱える家族等と同居している

<幼いきょうだい>

- 学校や幼稚園、保育所に通っていないきょうだいがいる
- 幼稚園や保育所に通っているきょうだいがいる

<日本語が第一言語でない家族>

- 保護者が日本語による日常的な会話が円滑にできず、児童生徒が通訳をしている、または、通訳をしていると考えられる
- 保護者以外の家族等が日本語による日常的な会話が円滑にできず、児童生徒が通訳をしている、または、通訳をしていると考えられる

※<家族の世話><家事分担>のスクリーニング項目に、●や○が付けられた児童生徒については、状況等の情報を共有するとともに、必ず、スクリーニング会議Ⅱにあげる。

※<高齢者の家族><障がいのある家族><慢性的な病気の家族><幼いきょうだい><日本語が第一言語でない家族>のいずれかのスクリーニング項目に、●や○が付けられ、かつ、前頁の「欠席」「遅刻」「早退」「忘れもの(宿題等)」「友人関係」「部活動での経験(中学校のみ)」、本頁の「家庭環境」「家庭生活」のいずれかのスクリーニング項目に、●や○が付けられた児童生徒については、状況等の情報を共有するとともに、必ず、スクリーニング会議Ⅱにあげる。

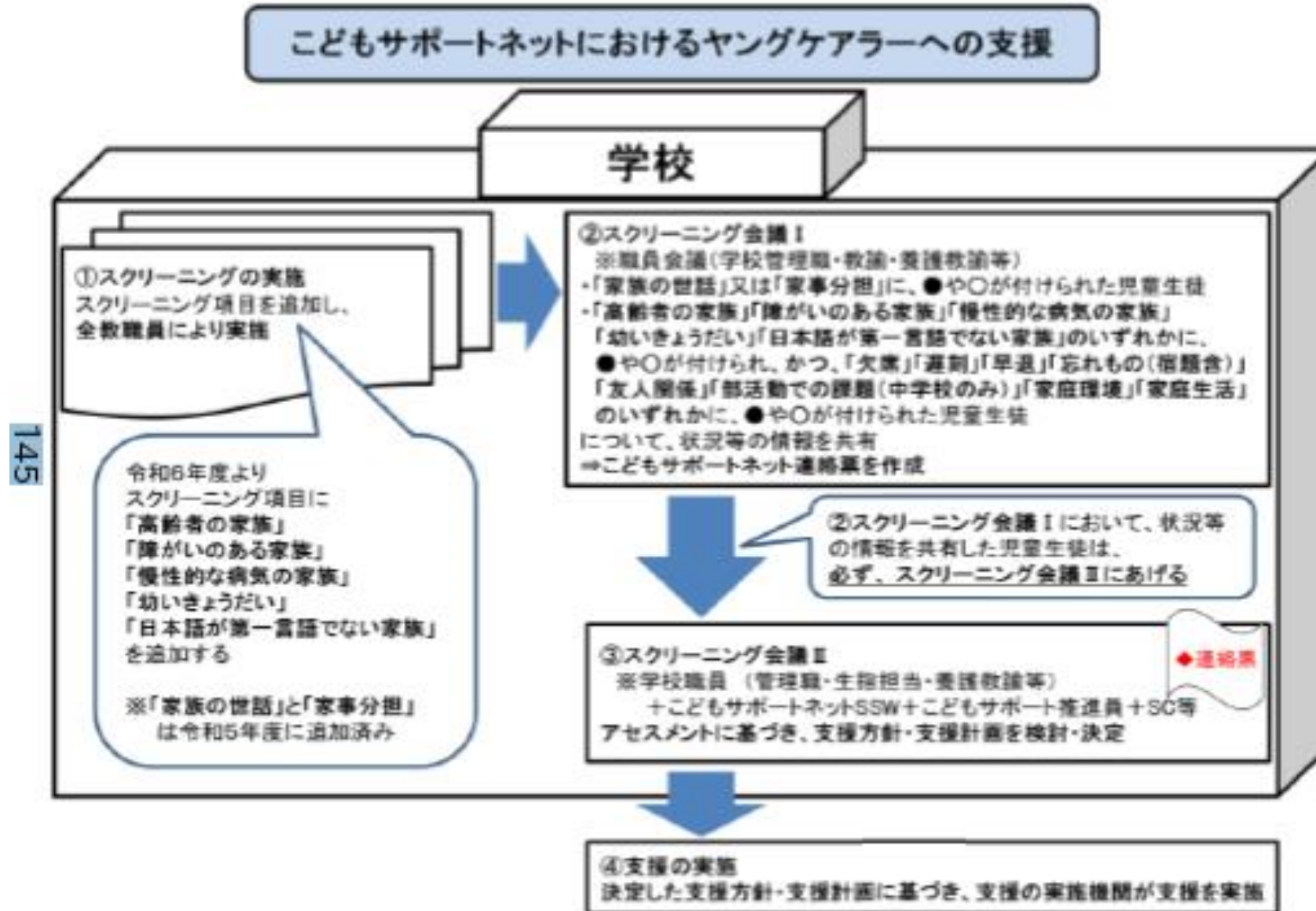
保健関係の項目

- <発育>
 - 発育が標準と比較し大きな課題が見られる
 - 発育について標準と比較し気になることがある
- <う歯・疾病の未受診>
 - 未受診が複数件ある
 - 未受診が1件ある
- <保健室への来室>
 - 保健室への来室が非常に多い()回以上
 - 保健室への来室が多い()回以上

事務室関係の項目

- <要保護・準要保護>
 - 要保護(生活保護)
 - 準要保護(就学援助)
- <諸会費・給食費納入状況>
 - 納入が滞ることが多い
 - 納入が滞ることがたまにある
- <児童扶養手当>
 - 資格はあるが、受給していない
 - 資格があり受給している

[いいとこみづかにスクリーニング項目を追加する方法について](#)



出典：こサポの知恵袋 令和7年3月改訂版

0. 子ども本人の基本情報

性別 ☐ 男 ☐ 女 ☐ その他 ()
 年齢 () 歳

要対協登録 種別

初回作成日 年 月 日

最終更新日

ヤングケアラーとは

「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」のことをいいます。

1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか → 子どもと関わりのある第三者が、ヤングケアラーの可能性のある子どもを発見するために

①健康に生きる権利	
☐ 必要な病院に通院・受診できない、服薬できていない	★
☐ 精神的な不安定さがある	★
☐ 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする）	★
(その他の気になる点)	
☐ 表情が乏しい	
☐ 家族に関する不安や悩みを口に出している	
☐ 将来に対する不安や悩みを口に出している	
☐ 極端に痩せている、痩せてきた	
☐ 極端に太っている、太ってきた	
☐ 生活リズムが整っていない	
☐ 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装をしている）	
☐ 予防接種を受けていない	
☐ 虫歯が多い	
☐	
☐	
☐	
☐	

②教育を受ける権利	
☐ 欠席が多い、不登校	★
☐ 遅刻や早退が多い	★
☐ 保健室で過ごしていることが多い	★
☐ 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある★	
(その他の気になる点)	
☐ 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い	
☐ 学力が低下している	
☐ 宿題や持ち物の忘れ物が多い	
☐ 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い	
☐ 学校（部活含む）に必要なものを用意してもらえない	
☐ お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくるが多い	
☐ 部活に入っていない、休みが多い	
☐ 修学旅行や宿泊行事等を欠席する	
☐ 校納金が遅れる、未払い	
☐ クラスメイトとのかかわりが薄い、ひとりであることが多い	
☐ 高校に在籍していない	

③子どもらしく過ごせる権利	
☐ 幼稚園や保育園に通園していない	★
☐ 生活のために（家庭の事情により）就職している	★
☐ 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている	★
☐ 家族の介助をしている姿を見かけることがある	★
☐ 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある	★
☐ 幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける	★
(その他の気になる点)	
☐ 子どもだけの姿をよく見かける	
☐ 年齢と比べて情緒的成熟度が高い	
☐ とまどちと遊んでいる姿をあまり見かけない	
☐	
☐	
☐	
☐	
☐	
☐	

2. 家族の状況 → 「ヤングケアラー」かの確認

①家族構成（同居している家族）	
☐ 母親	☐ 父親
☐ 祖母	☐ 祖父
☐ きょうだい () 人	☐ その他 ()
②サポートが必要な家族の有無とその状況	
☐ 特にない	
☐ 高齢	☐ 幼いきょうだいが多い
☐ 障害がある	☐ 親が多忙
☐ 疾病がある	☐ 経済的に苦しい
☐ 精神疾患（疑い含む）がある	☐ 生活能力・養育力が低い
☐ 日本語が不自由	☐ その他 ()
③子どもが行っている家族等へのサポートの内容	
☐ 特にしていない	
☐ 身体的な介護	☐ 生活費の援助
☐ 情緒的な支援※	☐ 通院や外出時の同行
☐ きょうだいの世話	☐ 金銭管理や事務手続き
☐ 家事	☐ 服薬管理・投与
☐ 通訳（日本語・手話）	☐ その他 ()

3. ヤングケアラーである子どもの状況 → サポートの実態を確認

①子どもがサポートしている相手	
☐ 母親	☐ 父親
☐ 祖母	☐ 祖父
☐ きょうだい	☐ 家族全体
☐ その他 ()	☐
②子ども自身がサポートに費やしている時間	
1 日	時間程度
③家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか	
☐ いる	→ 誰か：
☐ いない	

※ 情緒的な支援とは 精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かされるなど、子どもにとって過大に負担になることなどを含みます

4. 子ども本人の認識や意向 → 子ども自身がどう思っているかの確認

①子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか	
☐ 認識している	
☐ 認識していない	
②家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか	
☐ 話せている	→ 誰に：
☐ 話せていない	
③子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか	
☐ いる	→ 誰か：
☐ いない	
④子ども本人がどうしたいと思っているか（想い・希望）	

ヤングケアラーかも…と思ったら

ご相談ください

- ・ 先生方と一緒に支援方法を考えます。
- ・ 今すぐに支援策はないかもしれませんが、見守りと声掛けが子どもに届いたときにつなげることができます。(小学校から中学校への引き継ぎが大切です)
- ・ 大変な状況になってからつながっても、どうしようもないこともあります。(最悪な状態は事件につながる。一時保護など…)
- ・ 「あれ？」と思った時点でぜひ共有してください。

参考

- 大阪市ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業 ふうせんの会
(電話相談、通所相談、イベントなど実施。交通費も支給。送迎あり)
- こども食堂
- 自立アシスト事業
- 三菱UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」(令和2年3月)
- こサポの知恵袋 令和7年3月改訂～つまずきを減らし、引き出しを増やす～
(大阪市こどもサポートネットマニュアル&実務事例集)

ご清聴ありがとうございました

